

# 総務厚生常任委員会会議録

|  |    |
|--|----|
| 【開会】   | 3  |
| 【議案第1号】平成29年度矢板市一般会計補正予算（第3号）                            | 3  |
| 【議案第2号】平成29年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第2号）                        | 7  |
| 【議案第3号】平成29年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                      | 8  |
| 【議案第18号】不動産の譲与について                                       | 9  |
| 【陳情第27号】市政情報に関し積極的な市民への情報提供を求める陳情                        | 10 |
| 【陳情第28号】市政及び市の情勢についての情報の収集及び提供の担当部課を<br>市役所内に配置する事を求める陳情 | 11 |
| 【陳情第26号】テロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法の改正に関する陳情(継続)                  | 11 |
| 【委員長報告】  | 12 |
| 【閉会】   | 12 |

## 1 日 時

平成29年9月6日(水) 午後1時00分(開会)～午後2時34分(閉会)

## 2 場 所 第1委員会室

## 3 出席委員(8名)

委員長 佐貫 薫 副委員長 関 由紀夫  
委員 藤田 欽哉、和田 安司、中村 久信、  
石井 侑男、中村 有子、渡邊 孝一

## 4 欠席委員

なし

## 5 説明員(27名)

### (1) 総合政策部(1人)

①総合政策部長 横塚順一

### (2) 総合政策課(3人)

①総合政策課長 室井隆朗 ②電算統計班長 石川民男

③政策企画担当 星哲也

### (3) 秘書広報課(1人)

①秘書広報課長 沼野晋一

(4) 総務課（5人）

- ①総務課長 三堂地陽一 ②行政担当 佐藤賢一
- ③人事担当 小野崎賢一 ④財政担当 佐藤裕司
- ⑤管財担当 谷中清吉

(5) 税務課（1人）

- ①税務課長 高橋弘一

(6) 社会福祉課（4人）

- ①社会福祉課長 永井進一 ②社会福祉担当 阿久津功
- ③障がい福祉担当 駒野和代 ④生活福祉担当 田城宣宏

(7) 高齢対策課（3人）

- ①高齢対策課長 柳田和久 ②高齢福祉担当 加藤清美
- ③介護保険担当 日賀野真

(8) 子ども課（1人）

- ①泉保育所長 星野朝子

(9) 健康増進課（2人）

- ①健康増進課長 細川智弘 ②国保医療担当 高久聡子

(10) 暮らし安全環境課（2人）

- ①暮らし安全環境課長 小瀧新平 ②危機対策班長 柳田豊

(11) 市民課（1人）

- ①市民課長 薄井初江

(12) 出納室（2人）

- ①出納室長 鈴木康子 ②担当主幹 川島治郎

(13) 選挙監査事務局（1人）

- ① 選挙監査事務局長 森田昭一

6 担当書記 高瀬 稔子、水沼 宏朗

7 付議事件

【議案第1号】平成29年度矢板市一般会計補正予算（第3号）

【議案第2号】平成29年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第2号）

【議案第3号】平成29年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

【議案第18号】不動産の譲与について

【陳情第27号】市政情報に関し積極的な市民への情報提供を求める陳情

【陳情第28号】市政及び市の情勢についての情報の収集及び提供の担当部課を市役所内に  
求める陳情

8 会議の経過及び結果

【開会】

○委員長（佐貫薫） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は、成立している。ただいまから、総務厚生常任委員会を開会する。

（13時00分）

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は

【議案第1号】平成29年度矢板市一般会計補正予算（第3号）

【議案第2号】平成29年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第2号）

【議案第3号】平成29年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

【議案第18号】不動産の譲与について

【陳情第27号】市政情報に関し積極的な市民への情報提供を求める陳情

【陳情第28号】市政及び市の情勢についての情報の収集及び提供の担当部課を市役所内に配置する事を求める陳情

の6件である。

【議案第1号】

○委員長 「平成29年度矢板市一般会計補正予算（第3号）」を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長（三堂地陽一）

（「平成29年度矢板市補正予算書」1頁から5頁を朗読。詳細について「平成29年度予算に関する説明書」2頁から23頁により説明。）

議案第1号 平成29年度矢板市一般会計補正予算（第3号）については、歳入歳出にそれぞれ1億7,190万円を追加計上し、予算総額を132億8,550万円に補正しようとするもの。

歳入

14款2項1目、総務費国庫補助金は、個人番号付番システム構築補助金の増額。10分の10の補助率。

14款2項2目、民生費国庫補助金は、10分の10の補助率で、社会保障関係システム改修補助金及び新規事業の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金として自動火災報知器整備のための増額。

15款2項2目、民生費県補助金は、介護人材緊急確保対策事業費補助金で、新規の事業で中高年齢者向けの介護入門の研修会を委託によって行うものの補助金。10分の10の補助率。

15款2項4目、農林水産業費県補助金は、環境保全型農業直接支払交付金4分の3の補助事務費は10分の10の補助、及び地籍調査費補助金4分の3の補助で減額。

18款1項1目、基金繰入金は、財政調整基金繰入金を当初4億4,837万5千円取り崩しているが今回3億5,267万6千円戻し入れしたもの。

18款1項2目減債基金繰入金は、6,000万円を取り崩していたが全て戻し入れができ

た。

18款2項1目、介護保険特別会計繰入金は、平成28年度事業精算に伴う繰入。

19款1項1目、繰越金は、前年度繰越金。

21款1項5目、臨時財政対策債は、臨時財政対策債を減額したもの。

## 歳出

22頁の給与費明細書の内容について説明。4月1日の人事異動に伴う給与等の過不足の調整が必要になったため、歳出補正の職員給与費等は調整に伴うもの。1特別職の長等は、市長及び教育長であり、共済費を増額。2一般職(1)総括の職員数は1名減であり、当初予定していた予算では229名であったが、予算計上後、1名減のまま現状行っており、その分の給与が少なくなっている。職員手当等のうち管理職手当は、4月の人事異動で管理職の主幹になった8名の分である。(2)給料及び職員手当の増減額の明細における給料は、職員1名減によるもの。職員手当は、管理職手当の増額である。

1款1項1目、職員給与費等は、人事異動による過不足の調整。4人分。

2款1項1目、職員給与費等は、人事異動による過不足の調整。42人分。人事給与管理費の賃金は、職員が育児休暇・休職等代替えを臨時職員で対応するための賃金・社会保険料。3人分。

2款1項6目、マイナンバーカード記載事項の充実に伴う住基システム改修業務委託及びマイナンバー制度に関わるシステム改修業務委託のための増額。

2款2項1目、職員給与費等は、人事異動による過不足の調整。17人分。

2款3項1目、職員給与費等は、人事異動による過不足の調整。9人分。当初からでは1名減。

2款4項1目、職員給与費等は、人事異動による過不足の調整。1名分。選挙管理委員会運営費は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部が改正され、6月に執行されたことに伴い、選挙人名簿管理システムと期日前投票システム改修業務委託を行う。国の補助はない。

2款5項1目、職員給与費等は、人事異動による過不足の調整。2人分。

2款6項1目、職員給与費等は、人事異動による過不足の調整。2人分。

3款1項1目、職員給与費等は、人事異動による過不足の調整。19人分。社会福祉総務費の、臨時福祉給付金給付事業は、平成27年度臨時福祉給付金等の給付事務費補助金の返還金である。年金生活者等支援臨時給付金給付事業は、高齢者のための平成27年度年金生活者等支援臨時給付金の平成28年度繰越分の返還金と、障害・遺族年金受給者のための年金生活者等支援臨時福祉給付金の返還金。国民健康保険特別会計繰出金は、人事異動による過不足の調整と共同電算事業の事務繰出金の減額。

3款1項2目、高齢者在宅介護生活支援者サービス総合推進事業のうち在宅高齢者支援サービス事業は、中高年齢者向け介護入門研修業務委託。低所得者利用者負担対策事業は、返還金。

既存高齢者施設等防災対策強化事業は、新規事業である自動火災報知機設備交付金。認知症高齢者グループホームへ交付する。介護保険特別会計繰出金は、人事異動による過不足の調整。

3款2項1目、職員給与費等は、人事異動による過不足の調整。11人分。

3款3項1目、職員給与費等は、人事異動による過不足の調整。4人分。

4款1項1目、職員給与費等は、人事異動による過不足の調整。20人分。

6款1項2目、職員給与費等は、人事異動による過不足の調整。21人分。

6款1項10目、農業構造改善事業は、環境保全型農業直接支援団体 沢エコファームが増加したことによる。

7款1項1目、職員給与費等は、人事異動による過不足の調整。7人分。

7款1項2目、工業振興費は、南産業団地緑地帯の高木を伐採する費用。

7款1項3目、観光PR事業、八方ヶ原情報誌及びマップの増刷。観光施設費の八方ヶ原施設運営事業工事費は、おしらじの滝の遊歩道設備を予定している。

8款1項1目、職員給与費等は、人事異動による過不足の調整。10人分。

8款2項2目、市道維持管理事業は、冬に備えての増額。融雪剤、除雪業務委託。街路樹の剪定及び補植業務委託。工事請負費は、市道下太田4号線の待避所の設置及び末広町・東町の側溝の整備のためである。市道舗装修繕費は、木幡7号線の修繕。認定外道路整備事業は、荒井清水尻の分譲地内の側溝整備設計業務委託及び工事である。

8款4項1目、職員給与費等は、人事異動による過不足の調整。7人分

8款4項4目、公共下水道事業特別会計繰出金は、人事異動による人件費繰出金の増額。

8款5項1目、職員給与費等は、人事異動による過不足の調整。2人分。

10款1項2目、職員給与費等は、人事異動による過不足の調整。11人分。

10款2項1目、職員給与費等は、人事異動による過不足の調整。12人分

10款3項1目、職員給与費等は、人事異動による過不足の調整。8人分。

10款4項1目、職員給与費等は、人事異動による過不足の調整。21人分。家庭教育推進事業は、子育てナビ増刷費用。生涯学習館管理運営事業は、生涯学習館事務室のエアコンが壊れたための取替え工事費。

10款4項2目、地域づくり推進事業は、梶ヶ沢自治公民館新築及び下伊佐野自治公民館改修費のための補助金。

10款4項3目、図書館管理事業は、エアコン点検業務委託料。

10款4項6目、文化会館改修事業は、文化会館改修工事設計監理業務委託及び工事請負費。雨漏りがあるため、防水工事を行う。

10款5項2目、体育施設整備事業は、平成34年国体施設整備のスポーツ振興くじ助成金説明会のための旅費。

○委員長 これより議案第1号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○中村久信委員 図書館のエアコン点検業務委託について、業務用エアコンはそれだけではないと思うが、今回補正されたのは、どういうことか

- 総務課長 法改正により、義務付けられたためである。
- 中村久信委員 業務用エアコンはほかにもあると思うが、他は必要ないのか。
- 総務課長 法は、平成27年の4月に施行された。フロム使用合理化の管理適正化ということで、図書館を限定し3年に1回の点検を行うことが義務付けられた。
- 和田委員 おしrajの滝周辺整備ということであるが、額が少ない。周辺すべての整備ではなく、安全管理のみの整備か。どのように整備していくのか方針は決まっているのか。
- 総務課長 額が少ないのは、安全管理面での危ない7か所を手当する。今後の方針であるが、一般質問で答弁したとおり調整中である。
- 和田委員 高瀬議員の一般質問で指摘があったとおり、DCキャンペーンを控えて来られる方がたくさんいらっしゃる。安全管理は当然だが、せっかく来たけれども無理で帰ってしまうということが無いように。途中通行止めで行けなかったという話もある。周辺も含めてDCキャンペーン前に整備していただきたい。次に、防災の日、救急の日がある9月定例会で9款の消防費については、補正案が出されていない。3月にも指摘したが、災害の多い時期、防災の観点から、あるいは国際情勢を考えても防災行政無線の整備が非常に急務と考えるが、そのことについての補正が出ていないということについて何か方針があるのか。
- 危機対策班長（柳田豊） 防災行政無線については、さまざまな視点から工事に持っていくまでに検討しなければならないことがあり、今年度中に各班で聞こえない部分の調査をし、業者委託に向けて検討することで考えている。
- 和田委員 予算審査の時に指摘したが、防災行政無線の聞こえないところに数を増やすのは、莫大な費用がかかる。それを補完するための手立てをするべきではないか。そちらの方針については、今検討していないということで良いか。
- 危機対策班長 今まで聞こえない部分については行政区長に大雑把にしか聞いていない。今後詳細に進めていかないと、どういうふうに本数を増やしていくか、スピーカーの方向を変えるとかの検討まで進めないで、アンケート調査を進めたい。
- 委員長 和田委員の質問は、防災行政無線が聞こえない代替器具などの検討をしているかという意図と思うが。
- 危機対策班長 代替器具については、スピーカーの新しいものが出ているが、かなり高額なので、検討で時間がかかる。
- 和田委員 関委員の一般質問かと思うが、例えば携帯電話等を使って補完するような手立てとか。今の市役所の措置は、防災行政無線が聞こえない地区は電話をかけて内容を確認することを広報しているが、私は、あの手法は逆効果だと思う。大きな災害が起きたときには、電話は使えない。電話をかけてくれと言っても掛けることができないということに対する不満、不安、対応できないことの不安が増強されて混乱を招くことになるので、ぜひ代替措置、個別受令機を含めて検討していただきたいが、当局には、その考えはあるのか。
- 危機対策班長 聞こえない地域に個別支援するとなると、高額になるのでメーカーにも問い合わせ出来るだけ安くどういう方法が良いか検討する。
- 和田委員 ぜひ、個別支援に限らず携帯電話の活用も含めてより良い方向を考えてもらいた

い。

○藤田委員 21頁 文化会館費について、私は文化協会に所属して文化会館を頻繁に使用している。練習室と楽屋の雨漏りがひどいということで、去年から様々な方にご要望いただいて、館長のところにも話に行ったが、どこが雨漏りしているか分からなく、すごい金額がかかると聞いている。補正予算を見ると、7,000万円くらいである程度まで改善されるのか。10月に茶華道の芸術祭があり、11月にも民謡民舞の県大会がある。外の地域から来られる方からすると、矢板の文化会館は立地が良いので、使いやすいということでこれからも使用頻度がますます高くなると思われる。文化会館を予約した時に雨が降った時には、使えないと注釈があったというようにひどいと聞いているが、直るのか。

○総務課長 ほぼ直るのではないかと。莫大な費用が掛かるのは、雪解け水が外壁を通過して、差し込む水や横殴りの雨で横から入るものの対応である。大方は上のドレンの部分や中のひび割れから舞台や楽屋、練習室に入っているようだとの調査結果があるので、上の防水をすれば、ほぼ改善できるのではないかとということで今回実施する。本来であれば、外壁のモルタル吹付の部分も含めて一切雨が入らないようにすれば、100%改善すると言えるが、今回はそこまでやらず、上だけ防水でもほぼ防水が出来るのかなということで要求した。

○中村有子委員 P11の老人施設の中で新規事業で自動火災報知機の施設への設置ということだが、台数は。たくさんある施設の中で目安はなにか。

○高齢対策課長（柳田和久） グループホーム来夢<sup>くるむ</sup>1施設である。施設に一式である。

○委員長 ほかに質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第1号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決された。

#### 【議案第2号】

○委員長 「平成29年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とする。提案者の説明を求める。

○高齢対策課長（柳田和久）

（「平成29年度矢板市補正予算書」7頁から9頁をを朗読。詳細について「平成29年度予算に関する説明書」38頁から46頁により説明。）

議案第2号 平成29年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出にそれぞれ1億2,614万3千円を追加計上し、予算総額を31億3,319万9千円に補正しようとするもの。主なものは、4月の人事異動によるものである。

## 歳入

1 款から 8 款 1 項までは 4 月の人事異動による人件費の整理である。

8 款 2 項 基金繰入金は、過年度の保険料の過年度還付金に不足で生じたためである。

9 款 繰越金は、前年度の精算に伴う繰越金である。

## 歳出

1 款 1 項 1 目、職員給与費等は、人事異動に伴うもの。事務費は、平成 28 年度精算に伴うもの。

1 款 2 項 1 目、事務費償還金、利子及び割引料は、人事異動に伴うもの。事務費は、平成 28 年度精算に伴うもの。償還金、利子及び割引料は、過年度還付金の不足による。

5 款 1 項 1 目、基金積立金は、前年度精算。

○委員長 これより議案第 2 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第 2 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 2 号は、原案のとおり可決された。

## 【議案第 3 号】

○委員長 「平成 29 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長（細川智弘）

（「平成 29 年度矢板市補正予算書」11 頁から 13 頁を朗読。詳細について「平成 29 年度予算に関する説明書」38 頁から 46 頁により説明。）

議案第 3 号 平成 29 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）については、歳入歳出にそれぞれ 9 億 3 千万 6 千円を追加計上し、予算総額を 4 億 3 千万 1 億 4 千万 6 千円に補正しようとするもの。

今回の補正は、平成 29 年 4 月の職員の定期人事異動に伴う職員給与費等の調整。額が決定となった交付金と納付金の調整及び国等の平成 28 年度負担金の超過交付に伴う返還金に関する補正である。

## 歳入

6 款 1 項 1 目、前期高齢者交付金は、今年度の交付額確定による増。



11款1項1目、一般会計繰入金は、職員の人事異動に伴う職員給与繰入金の減額。事務費繰入金は、共同電算委託料に不足が生じるための増額。

#### 歳出

1款1項1目、一般管理費の職員給与費等は、国保担当職員のうち健康増進課担当職員3名の異動に伴う増額。共同電算業務委託料は、国へ提出する特別調整交付金の申請用のデータ処理及び帳票作成を昨年まで国保連合会が無料で行っていたが、今年度から業務委託料を支払うことによる増額。

1款2項1目、賦課徴収費の職員給与費等は、税務課担当職員2名の異動に伴う減額。

3款1項1目、後期高齢者支援金は、今年度の支出見込みが減額。

4款1項1目、前期高齢者納付金は、今年度の額の確定による増額。

6款1項1目、介護納付金は、今年度の額の確定による増額。

8款2項1目、特定健康診査等事業費は、健康増進課管理栄養士1名の職員給与費等の調整等による増額。

10款1項3目、償還金は、昨年度の国の療養給付費等負担金及び退職医療療養給付費等負担金の超過交付であったため返還するため増額。

46頁の給与費明細書の内容について説明。人事異動に伴う職員給与費等の異動。国保担当職員6名で、詳細は記載のとおり。

○委員長 これより議案第3号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第3号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決された。

#### 【議案第18号】

○委員長 「議案第18号 不動産の譲与について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長 (「提出議案説明書」5頁を朗読。「議案書」15頁を朗読し、内容を説明。)

8月18日全員協議会で説明したとおり、昨年度、消防団5分団4部(管轄区域は立足、平野、第2農場)機械器具置場を新築。別の場所に建て替えたことにより、旧器具置場の借地が不要になった。建物は、建築後36年経っており、返還には建物を壊すことになっており、費用が50万円位かかるが、所有者から譲渡の申し出があった。

○委員長 これより議案第18号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

- 渡邊委員 この構造物は、農振地区に違法建築となっていたが、現在どうなっているのか。
- 委員長 暫時休憩する。 (14時10分)
- 委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (14時15分)
- 総務課長 農振除外については、すでに手続きを終了している。
- 委員長 暫時休憩する。 (14時16分)
- 委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (14時17分)
- 総務課長 手続きは、昨年12月に終了している。
- 委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

- 委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

(異議なし)

- 委員長 つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

- 委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第18号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

- 委員長 異議なしと認める。したがって、議案第18号は、原案のとおり可決された。

#### 【陳情第27号】

- 委員長 次に、「陳情第27号 市政情報に関し積極的な市民への情報提供を求める陳情」を議題とする。

- 委員長 陳情書の朗読について、長文のため趣旨のみの朗読としたいが、良いか。

(異議なし)

- 委員長 異議なしと認め、事務局に趣旨の朗読を求める。

- 事務局 (「陳情文書」1頁趣旨を朗読)

- 委員長 意見はないか。

- 和田委員 議会に対する陳情というよりは、行政不満に対する要望書と取れる。陳情の受付については、正規の手続きを踏んで提出されたので、議題にされている。議会として、今後陳情文書の受付の基準等の見直しが必要と思うが、今回の出された陳情については、直接市長へ内容をお渡しして陳情としては、不採択とすべきと考える。

- 中村有子委員 要望に関する事項であり、和田委員と同じく議会で扱うものではないという意見で不採択と考える。

- 委員長 市長に届けるという部分も同じか。

- 中村有子委員 同じである。

- 渡邊委員 不採択。議会で扱うものではない。

- 石井委員 同じ理由で不採択。

- 中村久信委員 内容については、いろいろな情報を知りたいということだが、制度上とか首

長も情報公開を拒んでいるわけではない。議会としては、どうかと思うので、和田委員と同じく不採択。

○藤田委員 陳情の理由、趣旨は理解できるが、議会への陳情としては不適當と考えるので、不採択。

○副委員長（関由紀夫） 議会で扱うものではないと思うので、和田委員と同じ意見。

○委員長 これより採決する。陳情第27号は、不採択とすることに異議ないか。  
(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第27号は、不採択とされた。

#### 【陳情第28号】

○委員長 次に、「陳情第28号 市政及び市の情勢についての情報の収集及び提供の担当部課を市役所内に配置する事を求める陳情」を議題とする。

○委員長 陳情書の朗読について、先ほど同様長文のため趣旨のみの朗読とする。

○事務局（「陳情文書」3頁趣旨を朗読）

○委員長 意見はないか。

○渡邊委員 不採択。

○委員長 陳情第27号と同様ということで良いか。

○渡邊委員 そのとおり。

○中村有子委員 不採択。議会で扱うものではない。

○石井委員 同じ理由で不採択。

○中村久信委員 不採択。内容については、執行部だけでなく、議会に対するものもあることを認識したうえでである。

○和田委員 矢板市では、秘書広報課があり、内容については対応している。議会においても広報広聴を行っている。前号と今の理由から不採択。

○藤田委員 陳情の趣旨の憲法第13条を法的根拠とするとあるが、個人の尊厳と公共の福祉についてであると思う。それについての情報の収集及び提供の担当部課を市役所に設置することが、憲法第13条を法的根拠とすることになっているのか理解に苦しむので、具体的業務内容は、理解するが不採択。

○副委員長 議会で扱うのはどうかと思うので、不採択。

○委員長 これより採決する。陳情第28号は、不採択とすることに異議ないか。  
(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第28号は、不採択とされた。

#### 【陳情第26号】

○委員長 次に、前回継続審査とした「陳情第26号 テロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法の改正に関する陳情」を議題とする。(事務局 会議前に陳情文書表を配付)

○委員長 朗読を省略して審議に入る。意見はないか。

○和田委員 前回審査されたときは、国会で審査中とということで継続審査とされた。その後国会において結論が出ているため、今回については不採択とすべきと考える。

○藤田委員 妥当性があると考えているので、前回同様不採択。

○中村有子委員 前回同様不採択。国においても審査が済んでいる。

○中村久信委員 国において決定されたことということを前提に不採択。国における審議過程や内容には問題があると考えている。

○委員長 これより採決する。陳情第28号は、不採択とすることに異議ないか。  
(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第28号は、不採択とされた。

#### 【委員長報告】

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件等は、すべて終了したが、委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に一任願う。

#### 【閉会】

○委員長 これで総務厚生常任委員会を閉会する。

(14時34分)